

[REDACTED] 訂正放送等請求事件上告受理申立事件

(原審 東京高等裁判所 平成24年(ネ)第2066号)

(第1審 東京地方裁判所 平成22年(ワ)第45488号)

申立人 特定非営利活動法人空援隊

相手方 日本放送協会

平成24年11月28日

申立人 特定非営利活動法人空援隊

理事長 小西理

最高裁判所 御中

上告受理申立理由書

頭書事件につき、申立人は下記のとおり上告受理申立理由を提出する。

原判決（平成24年9月26日判決言渡 東京高等裁判所第23民事部平成24年（ネ）第2066号訂正放送等請求事件、以下「原判決」という。）は、憲法解釈違反を含むのみならず、法令違反として法令解釈・適用の誤りを多数含むものであり、上告を受理されたく以下の通り、上告受理申立て理由を述べる。なお憲法違反に関する部分に関しては、別途上告理由書を提出するので、本理由書には含まない。

第1 はじめに

1. 事案の要旨

本件は、申立人が、相手方NHKがテレビジョンで全国放送した「追跡！A to Z “疑惑の遺骨” を追え～戦没者遺骨収集事業の闇～」と題するドキュメンタリー番組（以下本件番組という。）において、申立人の名誉を毀損したとして、相手方NHKに対し、民法709条、710条、723条、放送法（平成22年法律第65号により改正後のもの。以下同じ）9条1項に基づき、訂正放送、謝罪放送等を求めた事案である。

本件第1審を担当した東京地方裁判所民事第24部は、当該放送が「申立人の社会的評価を低下させるもの」と認定しつつも放送した内容について「仮に真実であることの証明がなされなくても、その行為者がその重要な部分につき真実であると信じたことに相当の理由があるものであり、故意又は過失は否定される」と判示するとともに、「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったものと認められる」とし民法709条、710条、723条のそれぞれ不法行為の成立を否定した。また放送法9条1項に基づく請求に関しては最高裁平成13年（才）第1513号、同年（受）第1508号同16年1月25日第一小法廷判決・民集58巻8号2326頁、「同項は、真実でない事項の放送がされた場合において、放送内容の真実性の保障及び他からの干渉を排除することによる表現の自由確保の観点から、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないと解するのが相当である」を引用し、そもそも申立人の主張は放送法9条1項の適用においては失当であると判示した。

2. 原審判決の概要

申立人は本番組が、そもそも相手方ＮＨＫの取材の過程、時期などからみて、当初から申立人が遺骨盜難の犯人であるかのように見せる結論ありきの番組制作手法であり、申立人の評判を貶めることを意図したもので、問題提起を主眼とした公益目的のものではないこと、並びに、当然、報道番組制作に携わる放送者の注意をもって取材をしたならば容易に知りうるべき事実や海外における戦没者遺骨収集の実情を無視、歪曲して作成された番組であり、放送者としての故意・過失を免れないものであることを主張した。

しかしながら原審判決は、「本番組の制作を誘導した遺族の言動、意向」について「不正な目的に基づくものであることをうかがわせる事情を認めるに足りる証拠はない」等とし「原判決の判断を左右するものではない」と判示した。またそれぞれの事実と異なる報道内容に対しても「その判断は不合理ではない」等、「真実だと信じたとしても不合理ではない」として再度、相手方ＮＨＫの故意・過失を否定する判断を下した。また放送法9条1項に関する請求についても「私法上の請求権の根拠とはならない」とし、申立人の請求を失当であると判示した。

第2 上告受理申立理由

報道番組、放送番組制作にあたっての経験則

原審判決の判断の基礎となっている項目の多くは報道番組、放送番組制作にあたっての経験則を考慮しない形で判断されており、法令の適用の誤りであるとともに本件判決に重要な影響を与えているものである。また手続きの過誤として証拠採用の誤りにも重要なものが含まれている。以下それぞれの項目について詳述する。

1. 公益性の有無に関する法令の適用の誤り

放送法はその4条において、「放送事業者は国内放送及び内外放送の放送番組編集に当たっては次の各号に定めるところによらなければならない」とし4項にて「意見が対立している問題については出来るだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と規定している。

原審において申立人は相手方N H Kの制作した当該放送は企画を持ち込んだフィリピン戦没者慰霊の会副会長を務める亀[REDACTED]氏の主張に基づいて制作された番組であり、相手方N H Kは時間がないということを理由に申立人の実際の現場を取材することもなく、すでに大方の編集が終わっている放送の2日前に申立人のインタビュー取材をしたのみであり、その時期に取材をしたとしても番組内に十分な反映をすることは毛頭出来ず、そのことからして結論ありきの番組であることを主張した。

しかるに原審は、「亀[REDACTED]氏の言動は不正な目的に基づくものと認めるに足る証拠はない」「亀[REDACTED]氏の言動は本報道の真実性に悪影響を与えたと認めることも出来ない」とし、「亀[REDACTED]氏の意向についての主張は、本件番組の公益性に影響を与えるものではない」と判示した。

本来であれば、公益性の判断についてはまさに放送法4条4項が規定するように、社会問題にはいろいろな側面があるが故に、多様な角度から検討を行い、亀[REDACTED]氏と違う立場で活動をしている申立人の取材なり主張も同じようなウェイド取り上げられてはじめて担保されると解釈するのが妥当であるにもかかわらず、原審は亀[REDACTED]氏のみの言動の目的、意図のみについて判断をしており、そもそも放送番組の公益性を担保すると言う観点からの考察には欠けている。これは法令の適用の誤りといわざるをえない。なお番組にはインタビュー取材の

中でも番組意図に合う部分のごく一部のみを使われており、これでもって多様な角度からの論点を明らかにしたとは、到底言いがたいものであった。(乙1「本件番組書き起こし」、乙2「インタビュー書き起こし」)

2. 真実相当性に関する法令の適用の誤り

(1) 原審における適示事実 (a) 「フィリピン人の遺骨を受け取る際に日本人のものかどうか確認せずに数だけ数えて1体当たり500ペソの大金を渡すという方法で遺骨収集をしているという事実」について
原審において申立人は、現地住民の遺骨収集者に対して支払っていたのは、厚生労働省の承認のもとに一日あたり約250ペソであって遺骨と引き換えに1体当たり500ペソを支払っていたわけではないと主張した。

原審は「本件報告書には控訴人が遺骨を発見した場合には労賃として1日250ペソを支払っていること、発見者等が持参した遺骨を受領する際には労賃として金銭の支払いが行われていることがあることが記載されている」とから「控訴人が発見又は持参の有無を問わず情報収集事業に従事したことの対価として支払っているのではなく、遺骨発見又は持参の対価として支払っていることが認められる」と判示し、「48体の遺骨の持参に対し、控訴人から24000ペソを受け取ったという現地人談話から控訴人が遺骨1対当たり500ペソを支払っていると判断しても不合理ではない」と判示した。

しかるに放送前に行われた申立人に対する相手方NHKの取材に対し、申立人は明確に一日当たり約250ペソを支払っていると答えており、その旨は原審にて引用されている「本件報告書」にも記載されている項目であり、相手方NHKは番組放送前に了知していた事項である。にも関わらず相手方NHKは「遺骨1体あたり500ペソを支払っている」として放送したのである。この

ことに対し原審は「500ペソを支払っていると判断しても不合理ではない」と判示しているが、たとえ現地人に対するインタビュー時点で「500ペソ支払っている」との印象を受けたことが合理的であったとして、そもそも申立人へのインタビューが終了した時点では相手方ＮＨＫは1日当たり250ペソを申立人が支払っていることを知ったのであり、放送前のインタビュー終了時点でそう信じるに足る相当の理由は存在しなくなっているといわざるをえない。また放送内容はその時点で訂正することが可能になったはずでもある。故に、原審判断は報道、及び放送番組制作における経験則を無視したものであり法令の適用の誤りを犯しているものである。従ってこの点に関しては、本来「信じるに足る相当の理由」はないのであり、相手方ＮＨＫに故意または過失があったものとするのが妥当である。

(2) 原審における適示事実 (c) 「申立人は村長が遺骨発見者から遺骨の発見状況などを確認せずに作成した宣誓供述書に基づいて、遺骨が日本人か否かを判別しているという事実」 その1 遺骨収集数

原審において申立人は「アバタン村では862体しか遺骨を収集していないから、アバタン村で2000体以上の遺骨が日本人の遺骨として提出された」とするナレーションは真実ではない」「それは容易に取材で分かる事実だ」と主張した。

これに対して原審は「アバタン村村長は2000体以上の遺骨を日本人の遺骨として提出したと話しており、また控訴人（申立人）の現地責任者は平成21年及び平成22年に、ミンドロ島だけで数千の遺骨を収集したと話しているから、被控訴人（相手方ＮＨＫ）がアバタン村の村長の話を真実だと信じたとしても不合理ではない」と判示した。

しかるに、フィリピン各島における遺骨収集数は厚生労働省から公式の書類

として誰でも容易に手に入る形で公表されている事項であり、かつ相手方ＮＨＫは放送前に厚生労働省の担当室長にもインタビューを行っている。従って、申立人がアバタン村で収集した遺骨の実数が 862 体であることは容易に知りうる事実である。また報道、及び放送番組制作の経験則に則れば、現地における 2000 とか数千などというアバウトな談話数字に関しては、可能であれば裏を取るのが常識であり、まして誰でもが知っているような数字であるにもかかわらず、インタビューまで行っている責任官庁である厚生労働省に対しても確認もしていない。従って何の検証もせずにその談話の内容を真実であると信じることに「信じるに足る合理性がある」とは到底言うことが出来ないものであるだけでなく、さらに検証を故意に怠った、または、あえて無視したという疑いまで抱かざるを得ない。原審判断は放送、及び報道における経験則に反しており、法令の適用の誤りを犯しているものである。相手方ＮＨＫの故意・過失は認められるべきものである。

(3) 原審における適示事実 (c) その 2 情報収集事業における申立人の責任
申立人は「情報収集の主体は日本政府であり、日本政府が、遺骨鑑定、焼骨式、日本への遺骨の持ち帰り等の主要部分を行っている。また収集された遺骨が旧日本兵のものと認められるかどうかの判断、証明、国外への持ち出し許可是、フィリピン政府から派遣された国立博物館学芸員が行っている。そのため、情報収集事業においては責任を負う立場にない」と主張した。

これに対して原審は「情報収集事業を受託した当時の第二次世界大戦中、フィリピンで死亡した日本兵の遺体収集に関する改定ガイドライン」として「人骨が第二次大戦中にフィリピンで死亡した日本兵であると国立博物館が認める証明書を発行するのは、唯一：国立博物館代理人と日本政府派遣団のメンバーもしくは代理人が決められた場所にて一緒にその人骨を調査・審査し、国立博

物館代理人と該当日本政府派遣団のメンバーもしくは代理人が、収容者・情報提供者の供述書と一緒に確認した後に限る」と定められているとし「控訴人が上記ガイドラインに従わず、また宣誓供述書の内容を十分に検討することなく遺骨を持参した遺骨をすべて日本人の遺骨と判断したものと認められる」と判断、申立人が「宣誓供述書に基づき日本人であるかどうかを判断しているという本件報道は申立人の遺骨収集の方法の一面を正しく報道しているもの」と判断した。

しかるに、まず原審が証拠採用している改定ガイドラインは日比両国政府によってオーソライズされたものではなく、検討原案として比国政府から提示されていたものに過ぎず、これに基づいて現実の遺骨収集が行われているものではない。よって申立人の責任の当否をこれにて判断することは証拠採用上の誤りである。のみならず、申立人へのインタビューにおいて申立人は「遺骨が日本兵のものであるかどうかの判断は比国国立博物館と日本国政府の厚生労働省職員が行っており、まったく申立人の関知するものでない」と回答し、あわせてそのことは遺骨の収集受け取りの際には必ず同行している厚生労働省職員に確認すれば容易に知りうるにも関わらず確認を怠っている。重要な事項は複数の情報源より確認すべきことは放送・報道番組制作の経験則である。よって相手方ＮＨＫには過失があるのであり、申立人が「宣誓供述書に基づき日本人であるか否かを判断している」と信じるにたる相当の理由があるとは到底言いたい。原審の判断は、証拠採用の適否、ならびに放送・報道番組制作の経験則に反し、手続きの過誤ならびに法令の適用の誤りを犯している。

(4) 原審における適示事実 (d) 「遺骨の鑑定を引き受けている人物は、日本人の遺骨を選別することが出来ず、数を数えているだけであるという事実」について

原審において申立人は「フィルメ（比国国立博物館学芸員）はDNA鑑定等科学的鑑定を行っているのではなく、収集された遺骨の各部位を特定し、個体ごとにわけて最終的な遺骨個体数を査定するという個体数識別を行っている。その際にモンゴロイドとそれ以外や、老人、子供、女性の骨などの区別も行っている。日本人の遺骨であるかどうかの判断は宣誓供述書を元に、現地住民の証言や状況に合わせて、厚生労働省の職員が現場で行っている」と主張した。

これに対し原審は「控訴人（申立人）の現地責任者が「最後に専門家が鑑定して証明するんだよ。遺留品なんかが出ればおれでもわかるけど専門家が死亡した年などきちんと調べているんだ」と話していることから、フィルメが、控訴人の言うところの科学的鑑定（DNA鑑定）を行うことになつていては被控訴人が理解したとしても不合理なものではない」と判示した。

しかるに申立人が主張している内容については、放送以前の申立人へのインタビューにおいて相手方NHKはすでに知っていた事項である。また現地においてフィルメに対してインタビューをした折にもわかつたことであり、フィルメが科学的鑑定をしていないことを話しているシーンは当該放送中にも使われている内容である。従って、放送前に相手方NHKはフィルメが科学的鑑定（DNA鑑定）を行っていないことは周知していた事項である。フィルメが科学的鑑定を行っていたと相手方NHKが理解したことに対して、信じるに足る合理的な理由があったとは到底言いがたい。原審の判断は、明らかな事実誤認に基づくものであり法令の適用の誤りを犯している。相手方NHKには故意・過失があったと認められるべきものである。

（5）原審における適示事実（f）「フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されているという事実」について

原審において申立人はフィルメが行っている鑑定が科学的鑑定ではないが、

形ばかりの鑑定ではないこと、宣誓供述書がフィリピン国内法に基づく正式な法律文書であり、弁護士の立会いのもとに作成されており、いい加減なものではなく、従ってずさんという遺骨収集の実態というものもない、ましてフィリピン人の遺骨が日本兵のものとして大量に送還されている事実もないと主張した。

これに対して原審は、申立人が情報収集事業を受託して以来、遺骨帰還数が目立って増えたこと、ミンドロ島での申立人の遺骨収集数が日本軍、米軍の戦闘死者の記録よりも極めて多いこと、少數ながら遺骨の盗難事件が存在すること、DNAサンプルの調査結果から、フィリピン人遺骨の混入が完全に否定されるものではないこと、日本の遺骨収集によって払われる労賃が引き金となって遺骨盗難事件がミンドロ島で大規模に発生しているというオリエンタルミンドロ州法務局長よりの日本国大使宛書状の存在を指摘するとともに、これまでに検討した適示事実（a）から（d）を含めて、適示事実（f）の重要な部分について信じるにたる相当な理由があると判示した。

しかるに適示事実（a）、（c）、（d）について信じるにたる合理的理由が存在しないことはこれまでに指摘したとおりである。

さらに加えて、原審が本項で指摘する5つの事実のいずれも、フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして「大量に」送還されていることを信じるに足る事実として受け止める合理的な理由になるとは言いがたいものであり、原審判断は法令の適用の誤りを犯しているものである。

以下、それぞれの事項に関して簡単に理由を記述する。まず遺骨帰還数の増加は収集方式に違いに過ぎず、このことは申立人へのインタビューによって相手方NHKにとっては周知の事実である。ミンドロ島における記録と収集数の相違については、申立人は、沈没船舶からの上陸者、他島から泳ぎ着いたもの

などであると考えているが、真偽の程はあきらかになっていないものの、フィリピン人のものが多数含まれていると考える根拠も合わせて存在していない。少数の遺骨盗難事実の報告は、当然のことながら大量という表現とは結びつくべくもない。DNAサンプルの調査結果も混入を否定するものではないが、大量ということを積極的に肯定するものでもない。また大量遺骨盗難がミンドロ島で起こっているという書状の存在は事実であるが、そのことそのものが事実であることを証明するものは何も無く、ひとつの報告であり、フィリピン人の遺骨が大量に日本兵の遺骨として送還されているという事実と結びつけることに信じるに足る合理的な理由があるとは到底言いがたいものである。

第3 結論

当初より、申立人の指摘する相手方NHKが放送した適示事実(a)(c)(d)(f)のいずれについても、相手方NHKの故意・過失を阻却する理由であるところの「真実であると信じるにたる合理的な理由」の存在を認定するにあたって原審は、放送・報道番組制作にあたっての経験則を考慮せず、事実の誤認、証拠採用の誤り等も含め法令の適用の誤りを犯すものである、その結果は判決内容に重大な影響を及ぼしているものだといえる。加えて当該番組の公益性の判断についても、法令の適用についての誤りが存在している。

結論として、本件番組による不法行為による名誉毀損（民法709条、710条、723条）について、相手方NHKの故意・過失が否定されることはない、原審内容は破棄されるべきである。

以上